

医療用医薬品の安定供給確保に関する意見書

現在、医療用医薬品の供給不安の状況が、後発医薬品を中心として数年にわたって継続している。令和7年3月の調査では、14.8%の医療用医薬品が限定出荷や供給停止となっており、国民の命と健康に影響を及ぼしかねない事態となっている。

政府は、医療用医薬品の供給不安の要因として、後発医薬品メーカーの医薬品医療機器等法違反を契機とする供給量の低下、感染症等の拡大等による需要の増加等を挙げているが、そのほかにも、診療報酬改定のない年の薬価改定（中間年改定）も含む頻繁な薬価改定が、安定供給の確保や新薬のイノベーション促進にも影響を及ぼしているとの指摘がある。

こうした事態を踏まえ、令和7年5月に、医療用医薬品等の安定供給体制の強化や、より活発な創薬が行われる環境の整備などを実施するため、医薬品医療機器等法の改正が行われるなどの対応が講じられたところである。しかしながら、現下の供給不安を一刻も早く解消し、将来にわたって、国民に医療用医薬品を安定的に供給し、イノベーションの創出を促すためには、設備投資や人的投資を困難に陥らせている現行制度について、より一層の見直しを図る必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、中間年改定も含めた薬価制度の見直しや医療用医薬品の流通改善の取組をさらに推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		